

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年2月9日(水)午後1時29分～午後3時27分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、高柳、大東、野村各委員
- 4 傍聴議員 金子議員
- 5 説明者 小林(哲)市民部長、田邊市民協働課長、小林(光)環境課長、
矢代健康福祉部長、永井社会福祉課長、金子子ども課長、
武井国保年金課長、齋藤健康課長
- 6 事務局 新井議事係長
- 7 議 事 (1) 利根東部衛生施設組合議会議員の選考について
(2) 市民部各課の所管・調査事項報告
(3) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(4) 健康福祉部各課の所管・調査事項報告
(5) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(6) 調査事項
(7) 今後の日程について

8 会議の概要

(1) 利根東部衛生施設組合議会議員の選考について

○委員長 それでは、議事に入る。次第(1)利根東部衛生施設組合議会議員の選考について事務局より説明願う。

○事務局書記 星野妙子委員の議員辞職により利根東部衛生施設組合議会議員に1名の欠員が生じているので、その1名の選考をあらかじめお願いするものである。

利根東部衛生施設組合議会議員には、沼田市議会から選出する議員は5人だが、先例では、1人は申し合わせにより議長の職にある者を充て、残りの4人を所管の民生福祉常任委員長と同委員3名をもって充てることとなっている。現在の利根東部衛生施設組合議会議員は、永井委員長、大東委員、野村委員であるので、桑原副委員長か高柳委員のどちらかということになる。

なお、今後の流れについては、組合規約により欠員が生じた場合には速やかに補充することとされていることから、3月定例会において選任することになる。そのため、本日は組合からの正式な依頼到達前であるが、事前に選考を行い、その結果を議会運営委員会に報告し、本会議に上程する予定であるので、あらかじめ選考をお願いするものである。

○委員長 説明が終わった。選考について意見はあるか。

○野村委員 高柳委員を推薦する。

○委員長 ほかに意見はないか。(「賛成」と呼ぶ者あり)

では、利根東部衛生施設組合議会議員として、高柳勝巳委員を選出することでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、利根東部衛生施設組合議会議員として、高柳勝巳委員を選出することとしたので、議会運営委員会で報告をする。

(2) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次第(2) 市民部各課の所管・調査事項報告に入る。

市民協働課の所管に係る事項について報告願う。

(田邊市民協働課長説明)

ア 市民協働課

・調査事項報告

1 地域づくりモデル事業の実施状況及び今後の予定について

○市民協働課長 まず、地域づくりモデル事業の実施状況及び今後の予定についてだが、何度か報告させていただいているが、少子高齢化・人口急減を迎える現代において、今後の地域づくりに向けた方策として、今年度より利南、池田、薄根、川田の4地区において地域づくりモデル事業を開始している。

その新たな地域づくりへの取組が、地域課題を住民同士が互いに話し合うことにより、その地域特有の課題を明らかにし、地域に本当に必要とされる取組を見つけていくことである。具体的にはミニ座談会と呼んでいるものだが、昨年6月から話し合いの文化を根付かせるため、地域の核となる方々10名程度の方に集まっていただき、高崎経済大学の櫻井先生をアドバイザーに庁内縦断により編成した「よりそい隊」をファシリテーターに、各地区の状況により2回から4回行ってきた。

座談会は現在、大座談会と呼ばれるものに移行している。これは地域の新たな人材発掘と、より多様な地域課題を明らかにすることを目的としていることから、参加者を拡充するため、ミニ座談会参加者が声かけをして集まった住民等が加わり、概ね各地区30から40名の参加者で行っているが、薄根地区は参加100名を超える規模で実施している。なお、開催状況は、年明けからのオミクロン株の流行により足踏みを強いられているが、開催予定のみで延期となっている地区が1地区、1回行ったところが2地区、2回行ったところが1地区となっており、今は3月の再開に向け状況を注視しているところである。

次に、3月20日午後1時30分より、テラス沼田1階多目的スペースで、地域づくりシンポジウムを開催する予定である。こちらは、地域づくりモデル事業の発信や、各地区間の取組内容の共有、モデル地区以外の住民への発信などを目的としており、各モデル地区の地域づくりの事例報告を行っていただいたり、当日参加いただいた方々の意見交換を座談会と同じく、グループワークで行い、体験していただいたりする予定である。対象として案内を出す方は、本年及び来年度の区長、モデル地区の座談会参加者、その他取組に興味を持っていただいた方など100名程度を考えている。

続いて、座談会を開催し、地域における話し合いが進められ、様々な課題が明らかになりつつあるが、これらの課題については解決が難しいものが多く、地域だけでは対応できないものも多く出てくるものと思われる。そこで、来年度の取組として、各地域における課題の掘り起こしなどと並行しながら、市として地域課題にどのような対応を行っていくのかを検討するため、仮称「沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会」を立ち上げ、検討を進めて行きたいと考えている。検討内容として、地域づくり手法の確認、課題の確認・整理、地域と行政の役割分担の明確化、地域運営組織の取り組む課題や組織への支援

などの予定である。委員会のメンバーは市民団体や、NPO、社会福祉協議会、法人、モデル地区の住民、市職員などを予定している。来年度中に複数回開催し、検討を進め、最終的には、検討結果をまとめた沼田市の地域づくりへの方向を示す「沼田市地域コミュニティの在り方ビジョン」の策定にまで進めていきたいと考えている。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 すでに各地区で何回か、回数の多い少ないはあるにせよ、話し合いがされてきたようだが、テーマ、話し合いの中身はどういうものであったのか、また参加者から出されてきた意見というものがどういうものであったのか、特徴的なものがあれば教えていただきたい。そうした中で、行政と地域の役割分担を明確にしていくと説明があったが、私はやはり一体となって取り組めるようにしていく必要があるのではないかと思う。地域と行政が一体となって課題を取り組んでいくことについて、担当課としてどのような考えでいるのか。

○市民協働課長 ミニ座談会及び大座談会を複数回開催し、地域課題について皆さんで協議を行ってきたわけだが、だんだんと共通した地域の困った事項が明らかになってきた。それについては、やはり町の役のなり手が少ない、又はいない。あと役の負担感が増しているとか、人口減少により空き地や空き家が多くなった。高齢者の一人暮らしが増えているということで、買い物や交通の不安感が出てきたりとか、地域の行事に負担感が出てきたりと対応するがなかなか見直しまではしていない。あとはコミュニケーションの場が昔ほどはなくて、関わり合いがなくて、連帯感が薄いというようなことが出ている。また、各地区の特色とすると、利南地区では、人とのつながりが強いという意見はあるのだが、小学校が2校あるということで、利南地区一体という意識はあまりないとか、人の関わり合いが少なく連帯感がないという話が出た。池田地区でも、各地区としてのまとまり感はあるが、池田地区としてのまとまり感が薄いだとか、薄根地区でも、花いっぱい運動やニュースポーツ、振興協議会では活発に活動している一方で、やはり役のなり手がいないとか、地区内で人口の偏りがあるとかという問題が出てきている。川田地区については、振興協議会の解散の話などが出てきている。今、委員が言われた地域と一体となってということだが、先程申し上げた沼田市コミュニティのあり方検討委員会でも、そういった面も当然検討していきたいと考えている。

○大東委員 大体共通しているのではないか。この4地区だけでなく沼田地区でもそうだと思う。やはり役員のなり手がいない、高齢者一人暮らしが増えているということで、多分課題は全市的に同じだと思う。こういう4地区で先行してやっているわけだから、そこでモデル的な取り組みを作って、それをベースに広げていくということも考えていかななくてはならないと思うのだが、新年度そういったモデル的な取組や、それを全市に広げていくというような考えや計画はあるのか。

○市民協働課長 先程申し上げた沼田市地域コミュニティのあり方ビジョンが、今年度のモデル地区の取組を受けて、そういった内容を各地区それぞれの課題というものを検討して、沼田市のモデルになるようなものを作っていきたいという考えがあるので、そういった考えを反映できればよいと考えている。

○大東委員 大体流れはわかった。それで検討した結果が出てくる、そういった中で方向性が出されていくのではないか、どう解決に取り組んでいくかという方向性が出されてい

くと思うのだが、そういった話し合いで明らかになってきた課題、その解決に向けた取組等について検討委員会で検討されていくということだが、やはりそういった中で地域と行政の一体、行政として地域への支援というか、いろいろな支援策を提示していく必要性があると思う。その取組が今後、新年度は具体的にどうされていくのか、最後にあれば聞きたい。

○市民協働課長 今年度の検討の中で、地域課題というものが地域だけでは解決できない課題、行政だけでは解決できない課題があるということで、そういった把握をしているものだから、そういったものを活かして来年度のあり方ビジョンに反映していければよいと考えている。

○委員長 ほかに、なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について報告願う。

(小林(光雄)環境課長説明)

ア 環境課

・所管事項報告

1 一般廃棄物処理広域化協議会について

・調査事項報告

1 平川小水力発電事業の進捗状況と今後の予定(全体事業工程・スケジュールなど)

2 三峰山盛土問題に関する産業廃棄物投棄の有無、県との情報共有・現状

○環境課長 まず、利根沼田ブロック一般廃棄物処理広域化協議会についてだが、本協議会では、昨年8月から協議会内にワーキンググループを立ち上げ、月1回程度構成市町村の事務担当者が集まり、現状や課題を把握してきたところである。また、今後においては、構成市町村の広域化の意志を再確認し、次のステップである施設整備に向けた施設整備協議会を設立していくことになる。

そこで、広域化へ向けた協議の更なる進捗を図るために、本年4月から現在の事務局を拡充する形で構成市町村の職員が常任、若しくは併任で従事する組織を再編成していく予定である。

次に、追加でもう一点報告させていただく。市の地球温暖化対策についてだが、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を目指すことが明記された。本市においても、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すこととし、この目標を見据えた沼田市地球温暖化対策実行計画を令和4年度に改訂策定する予定である。市民や事業所の皆さんとともに地球温暖化対策に積極的に取り組んでいきたいと考えている。今後、いわゆるゼロカーボンシティ宣言の表明のほか、新たな庁内推進組織を設置して全庁的に取り組む予定である。

続いて、調査事項について報告する。

まず、平川小水力発電事業の進捗状況と今後の予定についてだが、平川小水力発電事業は、令和2年12月1日に議会の議決をいただき、令和5年9月29日までの工期で工事契約を行い、継続費による事業執行をしているところである。

現在までの進捗については、詳細設計を行うとともに工事着手前手続きとして設備認定申請、いわゆるFIT、水利権等の河川法の申請、砂防法の申請、県農村整備課及び追貝平土地改良区との協議の事務を行っているところである。また、用地の取得については、地権者と協議を進めているところであるが、今年度末までに終了する予定である。

今後の予定としては、各種申請の許認可を受けた後に順次工事着手を行う予定である。また、水車発電機につきましては、受注生産となるため許認可前であるが、製作に向けた準備を並行して進めているところである。なお、令和4年度の予算については、主に総工事費の2割程度に当たる工事費を計上するものである。

続いて、三峰山盛土問題に関する産業廃棄物投棄の有無、県との情報共有・現状についてであるが、9月及び12月議会でも報告したとおり、現在、県における調査が引き続き調査中であり、現在も結論が出ていないので、報告できる範囲の状況について説明させていただく。

まず、県の産業廃棄物の調査は、今までの報告のとおり、7月15日に県と市が合同で現地の立入検査を行い、土砂の確認を行った。その後、県においてより詳しく調査を行うために、排出元への現地調査を11月に行っている。これらの調査の中で、搬入された土砂が汚染されている可能性があることから、県において、現在、土地の所有者に対し現地の土壌について検査を行うよう指示をされたと承知している。

市としては、県と情報共有を行っているが、県から群馬県において調査が継続中であり、現段階では断片的な回答を控えていただきたい旨の話をいただいていることから、以上の報告とさせていただく。理解いただきたい。

○委員長 説明が終わった。順次質疑を行う。まずは、一般廃棄物処理広域化協議会について質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 広域化をするということなのだから、施設整備については、利根沼田5市町村で清掃工場を1つ、最終処分場を1つというように考えているのか。利根沼田は広い区域であるから、2か所に分けるとか、そういうことを考えないで5市町村1つでそういう処理施設というものを今後検討していくということになるのか。

○環境課長 現在の協議については、最終的な箇所までは決定していないが、できれば、やはり経済的なものや今後の運営を考えて、1つにできればという方向で今協議は進んでいる。

○大東委員 1か所にせよ、例えば片品村やみなかみ町という広大な地域であるわけだから、一つにするのであれば、必然的にこの真ん中である沼田にこういう施設を建設せざるを得ないのではないか。真ん中で片品村やみなかみ町から近いというか、一番真ん中だから。そういうふうに沼田市で施設を建設していく方向になるのか。

○環境課長 今現在は、以前にも説明したが、ワーキンググループで各市町村の課題を洗っているところである。その構想については、今後、4月から専属的に従事する方が決まった段階で、その課題を整理するかたちの中で、先程言われた箇所、位置など具体的に詰まっていくものと考えてる。

○大東委員 最後に1つだけ聞きたいが、5市町村それぞれごみの分別の仕方や出し方が全然違っているようだが、今後ワーキンググループ、5市町村から職員が出てきて、検討を始めるということなので、仮に施設を1か所にするとなれば、その分別の品目から集め

方、そういったことも統一をしていかないと、その市町村がバラバラで分別したり、その品目を決めたりやっていたのでは、意味がないと思う。新年度以降職員が派遣をされてきたグループの中で、分別の種類、方法など、そういったことも検討していくという理解でよいのか。最終形には、利根沼田が同じ分別の方法、同じ出し方、そういうことになっていくということか。

○環境課長 委員言われるとおりで、施設を作るということは、そこに入れるものをいかに合理的に分別、収集するかというのは1つの課題になるかと思う。当然、その辺は見据えたうえで、分別も統一的なものを諮っていきながら、どこまで分別すれば合理的なのかとか、そういう施設を作る前段で当然調整して、統一するように、今打合せの中では進めているところである。

○委員長 ほかに。

それでは、次に、ゼロカーボンについて質疑はあるか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、調査事項について質疑を行う。平川小水力発電事業の進捗状況と今後の予定について質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 今の説明だと、この3月末、今年度末で大体手続きが終わって、新年度から具体的な工事着工できるということで、全体の令和5年度までの流れの中では順調に進んでいると感じている。全体の、令和5年度完了までの行程の中で、今年度中というのは大体事業全体の何割くらいの進捗となるのか。あと、発電機自体が受注生産になるということで、すでに発注をしているということだが、どのようなものが発注されているのか、教えてほしい。

○環境課長 全体の工程の割合についてだが、今説明した工程の中でも、設計、各種申請手続を現在行っている。調整中のものもあり今後認可をいただく予定のものもあるが、やはりコロナ禍の影響があり、全体の工程の中では影響は出て来ないと思うのだが、県との協議や設計部門、設計をしているのが東京の大手の民間企業だが、その打合せの中で制約を受け若干のずれが生じている。ただ、年度に影響がでるようなものはない。あと、全体の割合については、まだソフトというか設計部門で、ハードはまだできていないので、全体の割合とすると、ほとんどまだ工事費の中では何パーセント程度の委託料のみの部分になると思う。発電機については、本日手元資料がないので後で提示させていただきたい。

○大東委員 わかった。コロナの関係があったにせよ、順調に進んでいると理解をした。

（「はい、全体の中では」と呼ぶ者あり）

それで、今後具体的に工事に入るわけだが、やはり工事自体もコロナの影響というのを個人的には心配をしているのだが、特に工事関係の影響は心配ないのか。

○環境課長 今のところ工事については、地元の〇〇建設が中心にやられるようになるかと思うが、調達等々はある程度進んでいると思うので、あまり現在のところ影響があるという報告は受けていない。

○委員長 ほかに。では次に移る。

三峰山盛土問題に関する報告事項について質疑を行う。質疑はあるか。桑原副委員長。

○副委員長 県の報告でやっていることなので、当然県から言われていることを、そのまま聞いているのだけれども、聞き取れなかったことが1つある。搬入物が汚染されている可能性があるので、それを県からその土地所有者に指示をしたというふうに、そう聞こえ

たのだが。これは、汚染されたものか、そうでないものかは、その所有者に調査をせいやという意味で言われているのか。今言われたことが、どういう意味なのかまずわからなかったもので、そこを教えてほしい。

○環境課長 まず、汚染に関することだが、搬入された土砂が汚染されている可能性があるということである。ついては、その前の説明でさせていただいた、搬出元とされる元のところの調査は、県が行って行った。その業者から一定の成果を県がいただいたというところである。いただいた成果の中に汚染されている可能性があるものが確認されたということである。ただ、それは搬出元の確認であるので、その土が必ずその現場に入ったという確認はまだできていない。広いヤードにある土の検査結果が確認されたところ、汚染の可能性のあるものがあつたので、今回持ってきたとされた現地に入った土が本当に汚染されているものかどうかを確認するという作業に、今県が入っているところである。

○副委員長 所有者どうこうという、ちょっと……。まず、皆さんが関心を持っているのは、どこの県からどこの、例えば工事から来たのかなど、そういうことが全然わからないのと、業者も名前が示されなくてもいいのだが、それでそれが、その広いヤードの調査をしたら汚染物だったよと。それを運搬してあそこに持ってきた、搬出した。それを県が所有者に調べると言っているのか、そこがちょっと曖昧で。何が言いたいかというと、もしそうだとすると所有者は多分そんなことできないのではないかと。県のほうで搬出した残土の調査を、私はしていると思って、その結果を待っていたのだが。それが未だに分からないということではよいのか。そこがポイントだなと思って。

○環境課長 市で確認をさせていただいた話だと、調査については、あくまでも県の調査で、土壌汚染対策法というものがある。土壌が汚染された場合に対策を取り締まりができる法律だが、これに基づいて県が所有者に対して調査を指示したと。やりなさいと。

○副委員長 指示、やりなさいと。所有者が、民間人がそれをやれということなのか。

○環境課長 そうである。

○副委員長 それでは、いつまで経っても出ないのではないのか。県がそこをやっているということではないんですね。

○環境課長 ですから、県が法律に基づいてそういう指示をしたということである。

○副委員長 すみません、くどくて申し訳ないが、最後。

○委員長 はい。桑原副委員長。

○副委員長 要するに知りたいのは、あそこにある残土の調査をしているのか、していないのか、そこを聞きたい。指示をしたことはわかったのだけれども、私は勘違いしてたのだが、それを県が例えばサンプリングして調査をしているというふうに、私は思っていたのだが、そうではないということか。

○環境課長 委員の言われるとおりで、県が法律に基づき調査をさせているところであり、現地の調査は、確認したところ、所有者はまだ行っていない。私もこの話を聞いた後、現地に行ってみたが……。

○副委員長 ちょっとわかりました。そうするとこの問題って何時になったらけりがつくのだろうと。課長を責めるわけではないのだが、当時、確か説明を聞いていると、警察も入り、いろいろやっていると。警察は、運搬した業者を調べたり、そう分担的にやっていたり、県は、県で汚染物だかわからないが、それを当然調査して、その結果をというふう

に、私は半年くらい待っているのだが、現地のその広いエリアというのが、どこからどこかもわからないが、そこはまあ公表できない。それはよいのだが、そこが汚染物と確認されたということが正しければ、要するにそれを出しているわけだから、それをなんで県が調査をしてくれないのかなど。これが最後でいいのだけれども、そこがちょっと、そうではないと、これ何時までも結果が出てこないのではないかと思っている。すみません、迷わせているわけではなくて、私は、そういうつもりで調査を県がしてくれているという理解であったのだが、今の課長の話を聞いていると、どうもそうではないので。そうなるとその次のステップは、どうすればいいのかなど。当局としてどういうふうにしていくのか、そこだけちょっと教えていただきたい。

○環境課長 委員の言われるように、前段の段階で産業廃棄物という話もあり、その話も現在まだ継続中である。というのは、その搬入されたものに、産業廃棄物と思わしきものが確認されれば、それはまた産業廃棄物の対象にもなるということで、その調査は継続しつつ、その調査の過程で汚染土壌が確認されたので、汚染対策法に基づいて、今県が調査をしているというところであるので、大変申し訳ないが、市とすれば……。

○副委員長 県が調査をしているというのは、だから所有者にさせていると、さっき言っていた……。

○環境課長 そうである。あくまでも県は……。

○副委員長 県は単独でサンプリングして、例えばなんとか試験みたいなことはしないのか。所有者がするのか。

○環境課長 所有者に指示をして、させるということ。県が行う業務ではないということを確認している。

○副委員長 すみません、しつこくて。

○環境課長 事業者がやる行為であるので、その事業者の確認をさせるという体制で、県は指示をして、結果をみると。

○副委員長 ただ、業者、所有者は、まだその後、動いていないということでしょ、だから。

○環境課長 現在のところは、指示がされただけで、現地はまだ動いていない。実際問題、今現地は雪の中なものだから……。

○副委員長 雪はそうだけど、もうそんなのは、去年からずっと言っていることだから。県が入って、警察が入って、ということは聞いていたので、今雪が降るのはいいのだけれども、もう1つ、ごめんなさい、質問になっていないのだけれども、いつになったらその結果が出るのだから本当にわからない、当面、当局、沼田市としても、それが一番あれだと思っただけども。この間、委員会でも期限を決めてどうだということ聞いたのだが、今の話を聞いていると期限とか、そういうのではなくて、一所有者が動かなければ、先に進まないよというような話を聞いたもので、それは課長に言っても、申し訳ないのだが、県のほうの指導なので。逆にその辺を次に聞いていただいて、これを放っておくとそのままずっとその所有者が動かなければ、指示されたことを着手しなければ、物事は全然進めないと今そう捉えたものだから、今日は、これ以上言ってもようがないことなので、その辺を是非、県と相談してもらいたい。お願いしたい。

○環境課長 委員が言われるように、時間的な問題も確かにあり、私どもも情報共有する

中で、庁内でも市長、副市長に報告をし、副市長も県の担当課に話をさせていただき、私も県庁まで行っているのだが、なかなか事業者、相手が民間ということもあり、県も確実なものがということで、まず調査、調査ということで、試験をさせてからだという、そういった回答しか得られないものだから、大変申し訳ない。情報共有やそういった打合せは今後も引き続きやっていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 続けての話になると思うが、聞いていると県のほうの筋書きが間違ってしまったというふうに取れる。沼田市にしてみれば、汚れているものであろうが、汚れていまいが、あそこからどさっとくると危険なんだということが一番なのだ。汚れているか、いないかは二次的な問題で、だけど、汚れているということになると、強制的なことが出来るので、汚染しているかどうかということをもまず調べようよ。それで、汚染、出したほうのほうは、汚染されていた。だけど、途中で汚染物でなくなってしまう可能性だってゼロではない。それをそこまで持って来たかどうかだっけ見張っているわけではない。これは刑事物語みたいになってしまっているわけだけど、はっきり言えば、出したところは調べられる。だけど持ってきたところは所有物だから、嫌だよと言えましょうがないんだと。簡単に言うと、ミスリードになっちゃっているのではないかと思う。同じような事件が静岡で起きたわけだ。それでも強制的なことが静岡では出来ちゃっていて、もう一回シナリオを作り直すということでもしない限りは、難しいのではないかなと思っている。それで、さらに何故そう思ったかということ、断片的な情報を口外しないでくれ、これはもう、ちょっと恥ずかしいことしちゃっているので、シナリオを変えて、ちゃんとなるまで言わないでねとも取れる。だから、市とすれば、汚れているからではなくて、危険なものが上にあって、集落を危険に曝す、そういう状態なので、それをともかく一回はなんとかしないと。それが汚れていたものだったら、さらに危険なので、さらに罪は重いですよ。危険な状態を回避するために、一番早くできる方法を市とすれば選択してもらいたいじゃないかなと、私は思ってる。県は、効率よく捕まえるための筋書きを書いているような、そこがすれ違っているような気がする。なので、もう一回腹を割って、県と市とすれば、汚染で匂いが出る場所は今のところないわけだ。だから、やっぱり上流から何時崩れてくるかというのが最優先なわけだ。だから汚染されていなくても、今のが、強制的に何かできるのであれば、市とすればそれが先なのではないかと。どけてくれ、と思っているので、ちょっと腹を割って、県との調整のところはわからないが、どうも私が副委員長の質疑を聞いていると、どうも汚染物にして上から目線でえいっとやっけしまおうと思ったら、筋書きがどうもずれてしまっけ、所有権を言われたら返せない状態になってしまっけ、どうしようかなという状態に聞こえるのだ。なので、そうではないことを祈るが、もう一回、本当に腹を割って。私がもし下流にある家であつたら、やはり困るなと思うので、下流の家の人間だと思っけ、もう一回部長も併せて県と相談をしてもらいたいと思う。答弁は結構である。

○大東委員 1つだけ教えてほしいが、あそこの土砂が搬入された場所に、産業廃棄物が混じっているかどうかは、結局誰が調査をするのか、所有者が調査をするのか、県はどうも、今の課長の話だとやらないみたいな感じがしたが。

○環境課長 産業廃棄物については、県のほうで現地を確認して、そういうものが入っけ

いれば、そのものを除去するなり、産業廃棄物だから撤去してくれと。それは県のほうで判断をするということである。ただ、それが産業廃棄物だという確認を確実にできるというのはなかなか、ああいった状態の土砂だと、実際は難しいという状況で、県は調査を継続しているところである。

○委員長 ほかにあるか。では私から1つよいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

経過の中で、やはり下の集落の人というのは、それが汚染されているか、されていないかに関わらず、早くあれをなんとかして撤去、片付けてもらいたいというのが思いだと思う。それに対して、その所有者が検査する結果を待つ、県のその報告を待たなければ、あそこの動きというのは、何もすることができないのか。何か違う方法というのは、そういうのはないのか。

○環境課長 今までの話の中で整理させていただくと、あそこに搬入された土が汚染物でもなく、普通の土砂ということであると、あの部分を土砂条例に基づき、適正な盛土をしていただくということに、結果的にはなろうかと思う。市とすれば、高柳委員が言われたように早く安定した処理をしたいのだが、それをさせることによって、逆に汚染が確認された場合には、撤去になるので、その市が盛土をしろというふうに指導をしたこと自体にまた話が食い違ってきてしまうので、まずその汚染部分、産廃部分の確認をとというのが、高柳委員が言われたように、今までの流れでそちらを優先させていて調査をしてきたというのは今の結果になっているところである。

○委員長 その結果がでなければ、市もその盛土だけということに関して許可をしたわけではないか、市にも責任を問われる可能性は今後あるということなのか。

○環境課長 今、申請をしていただいている状態で、申請を受けた状態になっていない。であるから、その前の状態で工事は止めさせていただいたのだが、速やかに土壌を調査して、適正な土砂であれば適正に計画を作らせていただいて申請をしてくださいという、状況で今止まっているところである。

○委員長 いずれにしても、なんだかんだ一年経ってしまう。また、今、雪もそうだが、梅雨が来て、大雨が降ってなんて、どんどん不安が積もるばかりだと思うので、一刻も早く解決できるような、また、その結果を報告していただければと思うので、よろしく願いしたい。それともう一つ併せて、それに対する佐山側から入っていく林道の修繕についても早急に考えていただきたい。もちろん、業者の負担になると思うのだが、そちらも併せて調査をお願いしたい。

○環境課長 協議については、引き続き県と情報共有というか、地元の意見も上げていきたく考えている。林道については、所管が農林課になるので、今の意見もつなげていきたいと思う。

○委員長 ほかに。なければ、以上で環境課を終了する。

それでは、次第（7）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記説明）

（7）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 4月12日（火） 午後1時30分

場所 第2委員会室

なお、3月定例会会期中の開催は、会議日程による。

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決定する。

以上で、市民部各課の所管・調査事項報告を終わる。

（市民部退室）

（3）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（3）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。桑原副委員長。

○副委員長 今の件だが、言ってもしょうがないのだけれども、ちょっと本気でやらないとだめだと。もう県を呼んだほうがいい。そのくらいの気持ちでやっていかないと。あんないい加減なことばかりだと……、ちょっとふざけすぎている。

○高柳委員 自分のことではないと思っているんだよね。下に家があったら寝れないよ。

○副委員長 この前高柳委員が言われたように、大体答えはわかったのだけれども、次の手を考えていかないと、話にならない。

○高柳委員 例えば、危ないから退くので、退く金をよこせとか。そうでなければ、危険だということから、抜けられないわけだ。このままあれでよいと言ったら、同じものとかがまた来る。同じパターンで来たら、利根沼田の上流の山のところは、みんな残土の山になってしまう。

○副委員長 このペースで物事を進めたのでは、とてもではないが、何かがあってからでは遅い。もうこの委員会でどうこうということではなくて、この間、高柳委員が言われたような意見書を上げるとか、そういうことをやらないと。やったほうがいいのではないか。

○高柳委員 委員会で議会上げて、議会から県なり国なりに上げて、こんな問題が長く放置されている状態だと。法整備的にもそういう状態なのだ。これは、法整備的に問題があるのではないかと。あるとすれば、県と国がそこは直ちに直して、静岡みたいに何かあったら。住民には何ら瑕疵はないのだ。

○副委員長 当局だって逆にそういうふうにもやってもらったほうがいいのではないか。調査事項がどうかいうのではなくて。逆に申し訳ないよ、県のほうなんだから。

○高柳委員 どうせ県の偉い人が来てさ、そんなこと言ったってしょうがないですよなんて言われると、そうですかねと言わなくてはならないよね。議会が上げてしまえば、議会の申出なのでと言える。ひょっとすれば、もう手詰まりだと思うね。

○副委員長 これ以上聞くのが気の毒だ。

○高柳委員 ノイローゼになってしまうよね、真ん中に立って。議会が議決してやれば……。断片的な情報を公開してもらっては困るというのは、あれはマスコミ対策か。

○副委員長 こんな大事なことを、口頭で言うのか。

○事務局書記 当局が手詰まっている状況であるように、県が出さないのだと思う。

○委員長 委員会から県に要望とか、議会にかけるとか。

○副委員長 今、高柳委員が言われたことをやるかやらないか。

○高柳委員 この事態を地元とすれば看過できないと、このスピード感と筋書きに対しては。法律に問題があったら、条例に問題があるのであれば、そこを直さなければ手の打ちようがないわけだ。簡単に言えば、所有権を主張されたら、もう無理なのだ。調べてくれ、危ないと言っていると言ったら、もう良心に任せているわけだから、大丈夫だと言うから入れたのだと言われればそれまでだ。元は汚れていたと言っても、途中できれいにしてきたと言えればアウトじゃないか。

○事務局書記 意見書を県に出すとしても、制度的にいろいろ矛盾があるのではないかという視点はよいとしても、例えば、今、市が何も動けなくて説明ができないのは、結局廃棄物の調査をさせているというところで止まっていることに対して、速やかにやってほしいという意見書とするのか、とすれば、意見書の出し方、作り方、方向性もよくわからなくなってしまう。いわゆる、そういう状況なので、当局も困っているわけである。

○高柳委員 スピード解決をしなければ始まらないというのが大タイトルだ。それについて、こういう問題があるというのは、そっちが考えることだ。こっちは被害者なのだ。もう1年以上経っても何もできないという状態は、おかしいでしょ、異常でしょ。だから異常な状態が法律にあるのならば、法律を直ちに変えなければならぬし、専決事項にして、何したってだ。自治体がなんとかするのであれば。強制的にやることができるのならば、強制的にしなければ無理だということももうわかるわけだ、この間が証明しているのだから。いずれにしても、スピード化を図ることは、何もできないということはないのだから、それを最優先してやれということ言えばいいのではないか。命に勝る問題はないと思う。

○副委員長 それは県にということか。

○高柳委員 県でも国でもよいが、まあ当面県か。

○事務局書記 まずは県にしかない。当然、法律を変えるのには国を動かさなければならぬ。

○高柳委員 いずれにしても、そういったことを考えて、3月中になんとかなるのならば、定例会最終日までに委員会で出せばよい。それで議会運営委員会を開いてもらい出せばよい。

○事務局書記 意見書を出すのであれば、常任委員会を開催し、委員会として結論を出していただき、意見書案にまとめればよい。

○大東委員 先程の環境課長の説明でいけば、要するに市としては所有者が汚染土であるかどうか調査をさせるから、その確認を待っているということ。産業廃棄物かどうかは、県が調査すると言っていて、結局両方とも動いていないから、そこを土砂が搬入された場所に対して、市としては安全対策を取ってくれということは、一言も言えない。だから、やはりネックになっているのは、県がきちんと産業廃棄物かどうかを調査していない。それから、汚染土壌かどうかの調査がきちんとされていないから、市としては次のステップに動けないわけだ。

○高柳委員 していないのではなくて、出来ないのだ。だって、出したほうは、強制的に調べた。来たほうは、危険なものでなければ強制的に調査ができないのだ。だから、所有物になってしまっているものには、お手上げですということだ。簡単に言えば。

○大東委員 だから、県が所有者に対して……。

○高柳委員 危ないと言っているのだから、調べろよと言ったって、ええっ一って言われれば済んでしまう、それで今日まできている。

○大東委員 だから、産業廃棄物かどうかの確認も県がするわけなのだから、県がそこで動いてくれない限りは、市としては次のステップに動けないわけだから、やはりきちんと産業廃棄物かどうか確認をして、問題がなければ市に対して安全確保の処置をしろということになっていくわけだから、まずは県にそういう廃棄物かどうかの調査をきちんとするということ、その撤去なり、安全確保に向けての取組を早急に進めてほしいというようなことで出したほうがよいかと思う。

○事務局書記 結局、今大東委員の言われるとおりで、では委員会の権限も含めてだが、権限的なことを考えると、おそらく県は所有者に対して調査をさせている、県が調査をしているという言い方から今日の説明で調査をさせているという具体的な手法、ただその調査をさせているということも、おそらく法律的に考えれば、県が調査をするという範囲の中で、調査の方法として、まずは所有者に調査をさせるというのが手段なのだと思う。おそらく法律的に手順や段階があるのだと思う。詳しく調べたわけではないが。であるから、大東委員の言われるとおり、まずは県に対して、市の業務的なことを含んで業務的な執行がこれ以上できないということで、まずは県に対して、汚染の確認、産業廃棄物かどうかの確認ということ、きちんと、まず早急に的確に調査を進めてほしい、結果を出してほしいというのが、具体的にそういう方向性でしか、まずは出さざるを得ないのではないかと思う。委員会としてだが。

○高柳委員 だから、専門的な道筋はいらないのだ。市民が危険に曝されているのだから、それを一刻も早く、解決してくださいと出せばいいわけだ。方法論は相手が考えるのだ。

○事務局書記 あとはどこにだすかということだが、まずは県に産業廃棄物かどうかという調査をいち早く進めて、結果を出してくれという内容で出すのがよいのではないかと思う。

○高柳委員 そこを触れるのであれば、強制捜査も含めてとやらなければだめだ。

○事務局書記 それは、意見書の中にどうかたちでいれるか、県の権限に対して意見をやるしかないと思う。

○高柳委員 強制力を持った行動も含めて、速やかに解決を望むということでよいのか。

○事務局書記 それは結果的な話で、県の権限に対してということで、委員会の中で決めていただければよい。

○高柳委員 そのくらい言わないと、議会もこれだけの問題を、理由を聞いたらしやうがないと思っているんだよとなる。そういうことだ。何もしないということは。それでは、ちょっとおやげないのではと言われるくらいは、委員会としてははしなくてはいけない。少なからずね、地域住民のためにはね。いずれにしてもやりましょう。

○委員長 では、まとめて、県に意見書を出すということで進めるか。

○事務局書記 意見書を出すということであれば、案文をどうかたちで作っていただくか考えていただいて、その案文について、緊急で常任委員会を開いて、それを敲いていただき、定例会の議会運営委員会は17日なので、それに間に合えばそこにかけて、間に合わなければ会期中でかまわないので、議会運営委員会を緊急で開催してもらい、最終日

までには意見書を出すという流れになる。

○委員長 では、そういったかたちでよろしいか。（「お願いします」と呼ぶ声あり）

○事務局書記 それでは、意見書案の作成についても、重要なことであるので、委員皆さんから案や意見をいただきたいので、よろしくお願ひしたい。

○委員長 ほかになければ、以上で市民部所管の調査事項の検討及び意見交換を終了する。
休憩する。

（休憩 午後 2 時 4 3 分から午後 2 時 5 0 分まで）

（健康福祉部入室）

（４）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 会議を再開する。次第（４）健康福祉部各課の所管事項報告に入る。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。

（永井社会福祉課長説明）

ア 社会福祉課

・所管事項報告

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

○社会福祉課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてだが、沼田市版のリーフレットを資料として添付した。参考にさせていただきたい。

昨日までの状況について、報告させていただく。

2月2日に確認書等を発送するとともに、家計急変世帯の申請受付を開始した。確認書の発送件数は、非課税世帯4,246世帯、生活保護世帯241世帯、世帯としては非課税だが、その中に令和3年1月2日以降に転入した人がいる世帯が667世帯、未申告者がいる世帯が422世帯あった。これらの世帯全てに発送したので、発送件数は合計で5,576世帯になっている。

昨日までの非課税世帯からの受付は2,594件、46.5%で、家計急変世帯からの申請はまだ1件、合計で2,595件の受付申請があった。これらについては、順次、支払をしていきたいと考えている。

振込日は、原則5、10、15、20、25、30日に設定しているが、土日祝日などの場合は、その直前の金融機関の営業日に振り込むことになる。最初の支払は、2月15日に53世帯分、2月4日受付分までを振り込むよう手続きを行った。また、本日受付分までは、2回目の支払として2月18日に支払う予定である。

○委員長 報告が終わった。質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

（金子子ども課長説明）

イ 子ども課

・所管事項報告

1 子育て世帯への臨時特別給付金について

○子ども課長 子育て世帯への臨時特別給付金についてだが、この給付金は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象児童を給付金の支給日時時点で養育していたにも関わらず離婚等により受給できなかった配偶者等へ給付金と同額の対象児童一人当たり10万円給付するもので、沼田市としては、市独自に給付の検討を行っていたが、国が給付を行うということになったので、国の制度により給付を行うこととした。

また、本日配付した「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）のご案内」は、昨日、国より送付のあったもので、沼田市としては、来週には該当者と思われる方に案内の通知を送付し、早急に給付を行いたいと考えている。なお、現時点で把握している該当者数は、13世帯、児童数で16人となる。

○委員長 報告が終わった。質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

（武井国保年金課長説明）

ウ 国保年金課

・所管事項報告

- 1 国民健康保険事業費納付金本算定結果について
- 2 後期高齢者医療賦課限度額引き上げについて
- 3 オンライン資格確認の現状について

○国保年金課長 1 国民健康保険事業費納付金本算定についてだが、1月20日に開催された群馬県市町村国民健康保険連携会議において、令和4年度の本算定結果が示されたので報告する。

医療費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計、15億5,155万3,469円が算定され、対前年度比較で4.57%の増額になった。県平均は、3.76%の増額で、本市の納付金は県平均よりも高い伸び率になった。12月常任委員会において事業費納付金の仮算定として説明した金額15億7千万円より、1,700万円ほど減額となったが、令和3年度納付金との比較では約6,800万円の増額となっている。

算定方法・算定の考え方については、12月の常任委員会の際に示したとおりだが、納付金が少なくなる要因として、被保険者数の減少及び令和4年度の診療報酬改定がマイナス改定になったことにより、一人当たり医療費の伸びが抑えられたことなどが医療費分の減額要因となる。また、納付金上昇を抑えるため前年度決算剰余金の活用がある。逆に、納付金が増える要因としては、国が算定した一人当たりの後期高齢者支援金負担額と介護納付金負担金の増額、前期高齢者交付金として入ってくる交付金の減少がある。

結果として減額要因より増額要因による算定結果が大きかったため、令和3年度と比較して納付金の増額となった。なお、令和3年度の納付金は大幅に減額となったが、新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響した一時的なものと考えられ、令和5年度以降の納付金については、新型コロナウイルス感染症の終息時期や新たな高額薬剤の保険適用の状況、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することから、後期高齢者医療費の伸びなど見通せない要因があるが、傾向としては、しばらくの間は被保険者の減少に納付金の減少が伴わない状態が続くものと考えている。

次に、2 後期高齢者医療賦課限度額の引き上げについてだが、1月19日に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和4年度課税分から、現行64万円の賦課限度額を2万円引き上げ66万円にする改正があった。

賦課限度額とは、一定以上の所得のある人は、それ以上に所得が高くなっても保険料は同額とするものである。医療給付費の伸び率等により保険料負担が見込まれる中で、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮し、保険料賦課限度額が設定されている。参考までに、現行の賦課限度額64万円の場合、所得額736万円以上の方が対象になり、本年度は53人が賦課限度額適用の対象者となっている。賦課限度額が66万円になった場合は、所得額759万円以上が対象になり、今年度の所得状況では限度額該当者は51人になる。また、後期高齢者医療の保険料率については2年度毎に見直しが行われ、令和4年度は保険料率見直しの年になる。

後期高齢者医療保険料率は、平成26年度に改正されて以来8年間据え置かれており、医療費等の伸びを考慮すると令和4年度は保険料率の引き上げが想定される。また同じく、国保税の賦課限度額についても検討がされているが、例年3月末の国の法律改正を受け、時間的制約から国保税条例は専決処分により対応をしているので、その際は、ご理解いただきたい。

次に、3 オンライン資格確認の状況についてだが、昨年10月からマイナンバーカードを保険証として使えるオンライン資格確認が本格稼働したことから、10月の常任委員会で報告をさせていただいたが、その後、システムを導入し運用可能となり、現在利用出来る医療機関数を報告させていただく。

2月6日時点だが、オンライン資格確認に対応した沼田市内の医療機関等は、医科4件、歯科1件、薬局9件の合計14件になる。前回の説明時より対応する医療機関等は増えているが、市内の全ての医療機関が対応していないので、オンライン資格確認が利用出来る医療機関名等は、市ホームページから厚生労働省ホームページの資料が確認出来るようにしてある。なお、マイナンバー交付者に対する保険証利用の登録者は、全国で12%程度、微増だが低調のままである。マイナポイント第2弾として、マイナンバーを保険証として登録申し込みをすると7,500ポイントが付与されることが、昨年11月19日に閣議決定されている。ポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和4年9月末まで、ポイントの申し込み期間は6月頃から令和5年2月末まで、ポイントは直接付与方式が計画されている。今後、国からポイントの付与方法など広報があると思うが、国から、後期高齢者、国保の被保険者のマイナンバー取得促進と保険証利用登録を推進するよう通知があることから、窓口等での登録補助など対応していきたいと考えている。なお、ポイント付与についての電話照会も多かったことから、今後、オンライン資格確認の登録者、併せて利用できる医療機関等が増えることが想定される。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。最初に、国民健康保険事業費納付金本算定結果について、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）。

なければ、次に、後期高齢者医療賦課限度額引き上げについて、質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 確認だけ。先程の説明だと、しばらくの間は上がると受け止めたのでよいか。

○国保年金課長 しばらくの間、この賦課限度額というのは、毎年見直しがされているの

だが、今回については、消費生活指数だとか、国の係数によって、変わってきているので、こちらについては、しばらくこのままだかどうかは、今後の経済状況、それから所得の状況等によって、変わってくるものと思う。

○高柳委員 そちらが変わるからわからないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
わかった。

○委員長 ほかに。なければ、次に、オンライン資格確認の現状について。高柳委員。

○高柳委員 7, 500ポイント付与について、ポイントではなくてということは、現金ということでしょうか。

○国保年金課長 ポイント直接付与制度というもので書いてある。マイナンバーカードを取得したときは、25パーセント付与されるというようなかたちであったが、それについては2万円入れないと5千円返ってこないというようなものであったが、今回の直接付与制度というものは、ポイントとしてお金を入れなくても付いてくるというようなかたちになる。現金でくるというようなものではないと考えている。

○委員長 ほかに。なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について報告願う。

（齋藤健康課長説明）

オ 健康課

・所管事項報告

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 新型コロナウイルスワクチン3回目接種進捗状況について

○健康課長 1 新型コロナウイルス感染症対策についてだが、1月の利根沼田感染者数の推移は、1月4日以降、グラフのとおり徐々に増加しています。また、1週間毎の感染者数についても、1週間目が5人、2週目が38人、3週間目が88人、4週間目が153人となっており、4週間目の1日平均感染者は、21.8人であった。

その後直近の1月30日から2月5日までの1週間の感染者数は150人で、人口10万あたりの感染者数は、群馬県が420.64に対し利根沼田管内は188.39となっている。

次に、年齢別の感染状況は、資料の表のとおり20代以下の感染が多く、県同様に10代、10歳未満の感染が1月は多くみられた。

次に、感染症対策の経過だが、令和4年1月11日、群馬県は、新型コロナウイルス対策本部会議において、1月13日から25日まで県全域の警戒レベルを2に引き上げると決定、18日には「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請し、翌19日、1都12県とともに1月21日から2月13日まで「まん延防止等重点措置」適用となった。

利根沼田管内の感染者数の増加と県の「警戒度レベル2」への引き上げを受け、市でも1月12日に第29回沼田市新型コロナウイルス感染症本部会議を開催し、対応を検討した。また、1月19日には、「まん延防止等重点措置」の適用を受け第30回沼田市新型コロナウイルス感染症本部会議を開催し、31日には、利根沼田管内の感染状況拡大の状況と事業所としての感染者対策について検討を行った。

感染者の増加に対し、利根沼田保健所や関係課と、できる限り感染情報の共有を図りな

がら対応を行うとともに、適宜感染予防について、ホットメールや広報等により呼びかけを行い、併せて県の行う薬局での拡大検査等の情報周知に努めた。

市が実施している濃厚接触者への買い物支援については、現在までに4件の利用があった。

次に、2 新型コロナウイルスワクチン3回目接種の進捗状況だが、医療機関等従事者の先行接種については、12月末から開始し、現在2,717人の接種となっている。また、消防本部及び一部薬局等の実施医療機関を持たない従事者を対象に1月25日、27日に集団接種を実施した。

高齢者施設については、付属医療機関を持たない10施設を1月15日から2月3日までに巡回接種を行い、終了している。

次に、一般高齢者等についてだが、集団接種については、昨日から65歳以上で2回目接種完了日の早い方から予約を順次開始した。2月19日からの接種開始を予定している。また、個別接種については、既に17医療機関中14医療機関で接種を開始していただいております、2月中旬にはすべての医療機関で接種可能となる。

なお、現在の3回目ワクチン接種率は、2月6日現在、全国平均5.89%、群馬県平均が6.73%、沼田市は9.83%である。

○委員長 説明が終わった。報告事項について質疑を行う。まず、新型コロナウイルス感染症対策について質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 1月は感染者が非常に多く、全ての方が多分入院はできていないと思う。自宅療養やホテル療養というのが主となっているのではないかと思うのだが、その辺の人数的にはどのくらいの方が入院し、ホテル療養や自宅療養が何人いたか、わかれば教えていただきたい。

○健康課長 県のほうの情報で特に利根沼田管内の数を取っていないようでわからない。

とりあえず、利根沼田保健福祉事務所に確認した時点では、重症度に応じて入院またはホテル療養というかたちであり、自宅療養の方は希望する方だけで、それ以外の方は全てそのように対応ができていたという話を伺っている。

○大東委員 若干自宅もいるようです、4人の買い物支援は、濃厚接触者か。

自宅療養の方もいるようだが、そういった方々への支援というか、濃厚接触者の方に買い物支援をしたとか、食料を届けるとか、そういうかたちで、その方々に何か支援をしたとか、あれば教えていただきたいのと、今後まだまだ感染者が減るとは思えないので、仮に自宅療養者が増えてきた中で、どういう支援というか、買い物をするとか、食料を届けるとか、生活に必要なものを届けるというような、自宅療養者に対する支援は、どういうふうを実施されていく予定なのか、計画があれば教えていただきたい。

○健康課長 自宅療養の方々の対応は、県が主に行っていただくことになっており、県で生活支援物資として必要な方にはパルスオキシメーター、体温計などと1セットを送っているかたちをとっているようである。県に健康観察センターができたので、そちらが毎日1回必ず健康状態のチェックを行っているという話を伺っている。感染者が利根沼田管内以上に増えているところについては、市町村がある程度、県からの要請を受けて支援を行っているが、今、利根沼田管内の状況では、そこまで必要ないということで、保健所が全て対応している状況である。

○大東委員 わかった。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 0歳から2歳の話だとか、子どものことで伺いたい。この年齢別感染状況を見ても、今計算したら利根沼田で40代までで76パーセント、4分の3はもう40代までである。それで保育園か何かでクラスターが起きて、学校や保育園で大混乱になっているというような状態なわけである。それでそんな小さな子ですらマスクをしていないと、保育園では仲間はずれにされるということが結構起こっていたりなどするのだが、この間、国会で初めて厚生労働大臣が0歳から2歳は勧めないと公言した。それまではいろいろな会長が何か言ったりして、みんな付けなければいけないという雰囲気であったのだけど、市はそれに対してのちゃんと2歳までは無理なんですよということを徹底したようなことはされたのかどうか伺いたい。

○健康課長 以前に、子どもたちのマスクの件については、やはり0歳とか2歳とか、3歳くらいまでか、やはりすることで窒息とか、そういう可能性もあるので、きちんとした対応ができないということで勧めないという広報活動はすでに行っている。

○高柳委員 問い合わせ等があった場合は、沼田市はそういう対応で従来の基本スタンスを動揺することなく、守っているという理解をした。次は、前橋市や高崎市の保健所の情報、沼田市は直に聞けないのだが、前橋市や高崎市あたりの県議や市議から聞くと、もう実際に保健所からの指導はいかない、把握もできていないという状態らしい。ということは、自宅待機しろという根拠もなくなってしまうわけだ。追いかけていって隔離して、なくしていこうという、このかたちはもう事実上崩れているのではないかと思うのだが、利根沼田の保健所と沼田市の関係者はどんな状態か伺いたい。

○健康課長 非常に難しいのだが、子ども園や学校、事業所については、今、濃厚接触者などへの県の聞き取りは、利根沼田保健所もやっていない。ただ、医療機関や高齢者施設とか必要な場所について、あと同居家族については、利根沼田保健所でしっかりやっていくというような話を伺っている。ただ、逐次情報は、保健所は把握しており、この間、保育園関係もいくつか利根沼田管内であったようだが、どんなふうになってるか情報は把握しているような状況をこちらが聞き取りをした範囲では持っているようであった。

○高柳委員 前橋市、高崎市はもうそんな状態ではなくて、過労死ゾーンの人たちが3分の1強いると、非公式な情報だが、出ているそうである。それなので、保健所の職員がもう倒れてしまったり、免疫力が落ちてしまったりしているので、今度は感染してしまうと丸きり万歳になってしまうという状況も、利根沼田も想定しなくてはいけないのではないかと思っている。そう考えると、申し訳ないが、そろそろ実態に即した対応をしないと間に合わないのかな。この委員会だって、この次は来月だから。なので、飲み薬の普及状況と合わせれば、自宅療養でもしょうがないのではないのと、パルスオキシメーターとか付けて、危なくなったら救急車というかたちに結局になってしまう。もう保健所が入れないから、現実問題は。だからもう、薬を早く、もちろん今までも健康課長が一生懸命、ワクチンを3回目も打ってくれと言うけど、かかってますよというのがわかるだけですよね、結局ね。かかってましたと言ったら、病院ですよ、となるのです。だから、病院に早く行かせるということと、病院で早く対応させるということが、これからのシーン、おそらくピークアウトしていけば減るのだと思うけど、この1か月くらいは、現場判断になってし

まうのではないかと実際は思っている。もう国会で議論していることのほうが遅れている。現実問題は、結論から言うと、沼田市に飲み薬の普及というのはどれくらいきているのか、把握できているか。

○健康課長 飲み薬の把握はできていない。申し訳ない。早急に調べたい。

○高柳委員 調べることはなくて、要求をしてください。早く飲み薬をくださいって。どうせ逃げないですよ、もう。薬を飲むしかないではないか、風邪と同じだ。

○健康課長 薬局や病院には、もうすでに配分されたと聞いているが、その量については確認していないので、確認をしていきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（7）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記説明）

○委員長 説明が終わった。よろしく願います。

以上で、健康福祉部各課の所管・調査事項報告を終わる。

（5）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（5）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 一か月で状況が変わるので、状況が変わったらできるだけ、紙でもよいので、ワクチンやコロナの情報は、こまめにいただくとありがたい。

○委員長 わかった。コロナに関する情報は、随時、その時その時の状況の報告をしてもらうかたちでよいか。健康課については、そのように対応をお願いすることとする。

それでは、以上で健康福祉部所管の調査事項の検討及び意見交換を終了する。

それでは、次第（6）調査事項に入る。

（6）調査事項

○委員長 調査事項について、事務局に説明させる。

○事務局書記 調査事項ということで確認したい。

まず、本日午前に行った管内調査について、調査結果をまとめたいと考えているので、各委員から所感や意見があれば、この場でいただくか、後日提出をいただきたい。

また、本日の委員会を通じてだが、まず一点は市民部の関係で、今後意見書を出していったらどうかという意見だが、委員長とも相談をしながら、3月の定例会までに準備を考えたいが、時間がないことから、各委員から意見があればいただきたい。意見書については、第一に産業廃棄物について県に進めてほしいということであれば、当然実際に執行している行政庁は群馬県であるので、群馬県知事宛の意見書となる。こういったこともお含みいただき、ご意見をよろしく願いたい。

次に、先程も意見があった健康福祉部のコロナ関連の情報提供についてだが、今回も通告事項としてではなく、必要に応じて近況や最新情報などがあれば逐一報告いただくよう

お願いをしているので、そのように重ねて打診をしていきたいと思う。

○委員長 事務局の説明のとおりだが、管内調査については、今ここで委員から何かあるか。（「書面で」と発言する者あり）

それでは、書面で書いていただき、提出ということとしたいので、よろしく願いしたい。

○事務局書記 メールで簡単な様式をお送りするので、よろしく願いしたい。

○委員長 ほかに、委員から何かあるか。よろしいか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、そのようにするので、よろしく願いたい。

それでは、本日の議事はすべて終了となるが、事務局から連絡事項があるので、聞き取りいただきたい。

（事務局書記説明）

（7）今後の日程について

イ 今後のスケジュールについて

2月15日(火) 3月定例会招集告示、議案書配付

16日(水) 一般質問発言通告期限（正午）

17日(木) 議会運営委員会（午後1時30分：第2委員会室）

21日(月) 利根東部衛生施設組合全員協議会

（午前10時30分：尾瀬クリーンセンター）

利根東部衛生施設組合議会（午前11時30分：尾瀬クリーンセンター）

沼田市外二箇村清掃施設組合議会（午後4時：文化会館会議室）

22日(火) 3月定例会開会（午前10時：議場）

○委員長 事務局から説明があったが、承知おきいただきたい。

次に、（8）その他として、ほかに委員から何かあるか。（「なし」と発言する者あり）
ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後3時27分 終了）